4月7日環境省交渉記録 (最終版:08年5月24日)

日時: 2008年4月7日 11時30分~12時45分

場所:参議院議員会館・第四会議室

概要: 事前に出した「質問書」(末尾に掲載)に基づき

1時間15分間面談交渉をした。

出席:

山内徳信参議院議員、服部秘書

赤嶺政賢衆議院議員

環境省:6名

総合環境政策局 環境影響評価課

沼田補佐

環境影響審査室

藤井審査官

黒江係員

自然環境局

自然環境計画課

中島専門官

々

野生生物課

北橋専門官

大臣官房 政策評価広報課 相談係 玉井

市民側:

安次富浩(ヘリ基地反対協議会)、高里鈴代(沖縄平和市民連絡会)、辺野古実、合わせて 15 名

山内:あまり時間もありませんから、初めの挨拶を私から簡単に申し上げます。今日は一杯質問を準備してあります。ですからその回答を掻い摘んでお願いする訳ですが、是非環境省は地球の自然環境を守る環境省になってほしいと思っております。沖縄の辺野古の海を荒して、政府の名においてジュゴンを絶滅させるようなそういう環境省になってほしくありません。北の北海道では自然保護とか地球温暖化を如何に無くすかを考えようとしているのに、南の沖縄では政府が戦争のための基地を造って自然を破壊していく、こういうことは許されませんから。少なくとも私たちの意見と環境省の意見は噛み合うと思っております。ひとつよろしくお願いします。以下、皆さんとやり取りをしてください。

実行委:では、私が進行役をします。先月7日にこういう場を持って話させていただきました。その時には十分に満足のできる回答を得られませんでした。ひとつ申し上げたいのですが、大臣記者会見で3月28日に大臣が述べられているのですが、「自然環境を守るために我々が最善の努力をするというのは当たり前のこ

とです。」とおっしゃっているのですね。このことを踏まえてお答えいただきたいと思います。それでは、逐次お答えいただき、私どもから意見を言わせていただきたいと思います。1番目からお願いします。

環境省:まず、環境大臣の意見について、環境影響評 価課からお答えします。

実行委:お名前をお願いします。

環境省:環境影響評価課の沼田と申します。ご質問にありました「環境アセスメント制度のあらまし」の12ページのところですが、そこの四角内の中で「環境大臣が、基本的にすべての事業について必要があれば意見を述べることができるようにしています。」と書かれていますが、同じ12ページの評価書の手続きというフロー図がございまして、その右横ですが、「事業の許認可を行うものが地方公共団体のときは、環境大臣意見の部分は行われません。」と法律上なっておりまして、今回の案件について申し上げますと、今回は公有水面埋立法に基づく事業でした、許認可権者が沖縄県知事でございますので、許認可を行うものが地方公共団体に該当しますので、この案件については、環境影響評価法上環境大臣が意見を言うしくみになっていないということになります。

実行委:あのう環境影響評価法の第3条の精神にこの 規定自身が反するのではありませんか? 地方自治体 がやるのだから意見を言わないというのは、法の精神 に反するのではないですか? 第3条には、「国、地方 公共団体、事業者及び国民は、事業の実施前における 環境影響評価の重要性を深く認識して、この法律の規 定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に 行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り 回避し、又は低減することその他の環境の保全につい ての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努 めなければならない。」とあるのですが、そのことと自 治体が許認可する時には、環境大臣が口を出さないと いうのは。

環境省:事業の許認可を行うのが国の機関である場合 にですね、実際に環境省以外でも事業者が省庁である とか、そう言った場合については、国の機関の中で環 境行政を推進する立場にある環境省が意見を言って許 認可の際の判断基準の参考にしてもらうということが アセス制度上の趣旨ですので、そう言った意味で地方 公共団体が許認可する場合にはですね、もう国と地方 公共団体の別の主体になってしまいますので、そういったケースについては、環境大臣から地方公共団体に対して意見を申し上げることはしない、そういうアセスの制度になっております。そのう、地方公共団体が許認可権者の場合には、環境大臣にアセス措置について意見を求める必要が無いということが、法律の条文上明記してあります。

実行委:今のことですが、短く答えていただきたいのですけれども、なぜこういう風になっているのですか? なぜ事業許認可を行うものが地方公共団体のときには、このような手続きを行わない、ことになっているのですか? 抜け穴としてしか見えないのですよね。少なくともものすごく広いエリアに対して土を入れて埋立をしてというような工法に対して、どうして許認可が地方公共団体だからと言って、そんな手続きを経なくていいのかというところが、とても不思議なのですが。短く答えてください。

環境省: 許認可を行うのが国の場合は、環境省が国の中に居て一つの機関ですので、許認可権を行う事業分権のひとつですが、許認可権を執行するときに省庁に意見を言って、国として判断を行う際の、環境を含めた配慮ができる、というのが大臣意見の趣旨でして、地方公共団体が許認可権者である場合は、完全に別の主体になりますので、地方自治体の判断に環境大臣が意見を言うことができないという判断です。

実行委: ただ、今回は許認可を与えるのが地方公共団体であっても、事業者が防衛省なのに、それに対して環境省が環境大臣が何も言わないというのはおかしいでしょう。

実行委:防衛省が出している「方法書」について、環境省としては環境に十分配慮しているということで、 環境省としても了解しているということですね。

環境省:あの制度上環境省から意見を述べることになっていません。

実行委;いやいや国のやることについては、環境省が きちんと意見を言いまとめる、という風におっしゃい ましたでしょ。国の一部として環境省があるのだから。 だから、国が出すものについては、環境省の意見が入 っているのだと。そういうことをおっしゃったのでは ないのですか?

環境省:国が許認可権者として許認可の判断をする場合には、環境について環境省が判断することになりま

す。今回の場合には、防衛省が事業者ですので、事業 者としての防衛省が直接責任を問われるということで すね。

赤嶺議員:あなた方は、移設協議会に環境大臣が入っていますよね。環境に対する配慮を最大限するというのが最初の確認事項ですよね。

環境省:はい。

赤嶺議員:環境大臣の役割は大きいですよね。協議会で何を言うかというのは。こんな杜撰な「方法書」を出してとか。沖縄の環境の専門家はあなた方環境省のそういう環境行政をよく踏まえながら、こんな「方法書」をやり直せということを環境の専門家が言っている訳ですよ。なぜ移設協議会で環境大臣がそのことを言わないのですか?

環境省:移設協議会の方で環境大臣がメンバーで入っているのですが、今回事業者が出した方法書について、 環境省としては法的な事項と言うのが書かれているという風に認識しているところです。環境大臣としては、 移設協議会の場で必要に応じて発言をさせていただいております。

実行委:環境省がちゃんと防衛省をチェックするのは、 移設協議会に参加していますから大丈夫ですよ、と大 分前に答えていますよね。ですけど、協議会の議事録 を見ても、環境大臣がチェックを具体的にしたという 発言が何も無いのですよ。ちゃんとして欲しいなあと 私たちはいつも環境省に要請してきている訳ですよ。 ちゃんとチェック機能を果たしてくださいと。環境省 の仕事ではないですか?

実行委:皆さんの前に、防衛省の人たちが12人並んでいろいろ説明してくれたのですよ。環境アセスメントについても随分突っ込んだのですけれど、ちっとも環境配慮なんて考えていないですよ、彼らは。全然答えられないもの。土砂をこれだけ埋め立ててどうなるのか、ジュゴンに対して影響があるのか、ジュゴンが出てきたから調査止めました、その程度の回答でしたよ。環境への配慮は何も考えていないですよ。うーん。安次富:環境省としては、ジュゴンについては、絶滅危惧種として指定しましたよね。今回の事業が正にジュゴンの生息地域に事業を行おうとしている時に、環境アセス法の許認可うんぬんという前に、環境省としてジュゴンを保護するために、この見解というのを本来どこかで表さないといけないでしょう。われわれは

そう思う訳よ。それが環境アセスの流れで出てこない のですね、出る場面が無いのですね。

実行委: すみません、質問について全部先に答えてい ただいてから、質疑にしたいと思います。

実行委:その前にすみません、お名前を。

環境省:環境省環境影響審査室の藤井と申します。

実行委:1番については、この「あらまし」との矛盾が無いということは分かりました。ただ先ほど申しましたように、環境省さんに大臣意見にしても協議会にしても、是非もっと積極的にしっかり意見を言って欲しいということを述べておきます。2番から最後までまずはお答えをお願いします。

環境省:私の方からお答えします。2番目の事前現況 調査についてということですが、環境省では兼ねてよ り申し上げているとおり、移設にあたっては環境影響 評価を実施する、自然環境の保全、生活環境の保全に ついて配慮していただくことが重要だということは述 べさせていただいています。ただ、環境影響評価にか かる調査を実施するにあたっては、調査自体への影響 が生じないように、十分に配慮していただく必要があ ると思います。ただ、調査にかかる具体的事項は、事 業者である防衛省が行うものですので、特にコメント 申し上げることはございません。

環境省:次に3番目の「方法書」の閲覧についてですが、環境影響評価法の施行規則の中で、「方法書」の閲覧をする場所として4つ例示しておりまして、1つ目は事業者の事務所、2つ目は県の協力が得られた場合にあっては県の庁舎その他の関係都道府県の施設、3つ目に市町村の協力が得られた場合には、関係市町村の施設、4つ目がその他そういった縦覧ができる適切な場所となっております。今回の案件の「方法書」の縦覧の場所についてはですね、沖縄防衛施設局の事務所、先ほどの1つ目に該当しますが、これと県内のホテルですとかそういった場所、それは最後のその他の施設に該当します。こういった場所でそれぞれ閲覧が行われておりまして、あのう、法律上の手続きに関しては違反しているということはありません。

実行委:次お願いします。

環境省:「追加・修正資料」の公告縦覧についてです。 ご指摘の件ですが、「追加・修正資料」というのは、本 来知事意見に対して、防衛省さんの方で対応されたも のだということなので、環境省としては特に申し上げ ることはございません。それから、5つ目なのですが、 ジュゴン裁判の判決についてですが、これは前回も申 し上げたとおり、他国の裁判のことですので、環境省 として特に対応することはございません。防衛省の対 応については防衛省に確認していただきたいと思いま す。

実行委: すみません、環境省としてのお答えをもう一回お願いします。

環境省:特に対応していることはありません。

実行委:特に対応していることはない、ですね。

環境省:6つ目のジュゴンの保護についてなんですが、繰り返しになるのですが、環境影響評価にかかる調査にあたっては、調査自体の影響が生じないよう十分に配慮して進めるべきであると思います。ただ、ご指摘のジュゴンへの配慮、この調査にかかる配慮については、方法書に対する知事意見の中でもいろいろ意見が出されていることだと思いますので、これは調査の実施主体である防衛省において十分に配慮して進められているという風に考えております。

実行委:(小さい声で)確認したのか?

環境省:7番のアオサンゴについきましては、自然環境局自然環境計画課中島の方からお答えします。大浦湾の方でアオサンゴの群落が発見されたことにつきましては、当然私たちも承知しております。ただ、詳細ですね細かいことにつきましては、現段階ではまだ申し上げられません。ただ、辺野古の事業につきましては、アオサンゴに対する調査がなされると認識しております。今後、各??の情報収集には努めてまいりたいと思います。

環境省:8番について答えさせていただきます。①から④まであるのですが、①の「基本合意書」についてなんですが、多分これは防衛省と名護市の間で、防衛大臣と名護市長との間で締結されたものだという風に認識しているのですが、事業者である防衛省の方に確認いただきたいと思います。②番、土砂の調達なんですが、今「方法書」で示されているのですが、それに対して知事意見でいろいろと意見が出されたと思います。それから、準備書などでその辺りのことに防衛省が対応されると思います。それから③つ目なんですが、「方法書」の追加・修正がいくつかあるのですが、方法書には法律上必要な事項は記載されていると承知しております。ただ、ご指摘の方法書に対する「追加・

修正資料」にはかなり具体的な内容も記載されているという風に認識しております。④つ目なんですが、ジュゴンへの影響とかのことなんですが、これは今これから環境影響評価の調査が行われているところですので、今後準備書などで明らかになるのだと思います。で、事例の情報を持っていますかということなんですが、これはまあ埋立では大体潮流の予測とか一般に行われているので、一般の埋立事業のアセスメントであれば、調査事例がありますので、それは各事業者の方で資料等を持っておられると思います。

実行委:ほとんど前にお答えいただいた答えと同じで 皆がっくりなんですが、これからそれは追及していき ますが、まず、先ほど中島さんがおっしゃったアオサ ンゴについて、情報収集をするとおっしゃいましたが、 情報収集してどう展開されるのですか?

環境省:ハイ?

実行委: それをどう役立てられるのですか?

環境省:環境アセスメントが行われるので……。

実行委:大きな声でお願いします。

環境省:われわれとしてはまず情報収集していこうと しております。事業者の方としても環境アセスメント をされておりますので、その中で反映されます?。

安次富:独自で皆さんは調査するのですか?

環境省:環境アセスメントの中で…

安次富:それは防衛省がやりますよね。そうではなくて、環境省としてこの大群落のことが新聞報道されているしいろいろな情報が入ってきている。具体的に環境省は大群落についての調査をしますかということを聞いている。

環境省:環境省の方で、現地調査というのは考えてい ません。

実行委: 去年ね、あのう、このサンゴについて質問したのですよ。で、あなたは担当者だけれどまだご覧になっていないとおっしゃって、山内さんがだったらすぐに見にいきなさいと言ったでしょう。何ヶ月経っています?

環境省:それはちょっと分からないですが、???? 個々の情報は集めています。

実行委:情報を集めて、これはつぶしてはいけない、 このままだとつぶれちゃうぞ、と中島さんが思われた らどうされるのですか?

環境省:開発ではないので、まずは情報収集をしてい

ろ

山内議員:あのね、あれだけ国際的なね、そのサンゴのことが報道されて、まだ行っていない。行ってほしいと私は言わなかった? やはり環境省の職員はね、現場主義・現地主義でないといかんでしょう。環境省にいてそんなに手分けできんぐらい、2日・3日ぐらいいっしょに行けよ。あんたがたもジュゴン見ながら。ねえ課長に言えばすぐにOKが出ますよ。すぐ行ってください、ねえ。すぐ見に。

赤嶺議員:あのね、みんなが心配しているのは、何か情報来るのを待っているというし、そのアオサンゴの問題は、事業者が手続きに基づいてやるだろうというが、この間環境アセスメント学会の島津先生が地元の新聞に、とにかく事業者は乱暴だと、環境アセスメントの手続きにおいてこんな乱暴な事例は知らない、というようなことをおっしゃっているのですよ。それはご承知ですか?

環境省:沖縄の新聞などで、桜井先生などが発言され ているのは

赤嶺議員:島津先生もね。

環境省:島津先生も、ちょっと記憶が定かでないので すが、新聞報道で…

赤嶺議員:この方々は、環境の専門家として皆さんは どういう認識ですか? やっぱり環境アセスメントに ついて知見を持っていられる専門家という認識でしょ う。桜井先生や島津先生はね。これまでの実績に照ら してね。その人たちが、事業者が乱暴だとおっしゃる。 国際的にも注目されるようなサンゴが見つかったとい えば、それはその場所がどこであろうと、まず環境省 が所管義務、あるいは今年はサンゴを大事にしようと いう年でしょう? 今年は?

実行委:国際サンゴ礁年ですから。

赤嶺議員:あるいはサンゴを植えに行こうという、沖縄に行ってね植えようというのでしょう。それを情報を待つというのではおかしいのではない? 事業者がアセスメントを適正にやるだろうという認識もおかしいのではない? これだけの国際的な大発見を前にすれば、あなた方が一番に行くべきでしょう、こんな貴重なサンゴを。まずどういうサンゴなのか、どの程度貴重なのか。あなた方よりも防衛省が専門的に知見を持っている人が多いのですか? あなた方がやらないといけないじゃない。

実行委:前回に環境省に交渉に来た時も、情報を集めるのでなく行動してください、と言いませんでしたか?

山内議員:あのね、これはね、このぐらいのことはすぐやってください。あなた方の名刺が私の前にありますがね、皆さんの名刺にいくつもありますよ。「国際サンゴ礁年 2008 年、2008 年は国際サンゴ礁の年です。さんご礁について考えてみませんか? 知ろう、行こう、守ろう。」

実行委:素晴らしい。

実行委:さすが。

山内議員:もっと別にもありますがね。私たちもあんた方の味方なのよ。自然を保護していこうと言って、ジュゴンを守ろうとかサンゴを守ろうとか言っているのだよ。今日の責任者は誰か? 一番えらい人は?環境省:私かな。

山内議員:藤井さん、何度も顔を合わしているからね。 二人でこれを引き取って、今週か来週一杯に行きます という返事が無ければ、私は明日環境大臣に質問する。 群落を見に行かす気持ちがあるかどうか、そしてジュ ゴンを守る気持ちがあるかどうか、というのを課長に も質問しますよ。ね。

実行委:昔の環境庁の方のほうがもっと出張されてましたよ。

山内議員;返事、返事。

安次富:山内先生から強く要求されていますと言えば いいのですよ。

山内議員:こんな味方がおる? ここに来ているのは みんな環境省の味方だよ。

安次富:どうですか、今の山内議員の

環境省:あのう 山内議員:行くね?

環境省:行くかどうか別にして、明日そういう質問が あるという

山内議員:あんた大臣に僕に質問させようと言っているのでしょう。あんた方二人がいて、分かりましたと今週か来週一杯にやりますと言えば、大臣を委員会に呼ぶ必要がないと言っているのだよ。やりなさいよ、これぐらいは。

実行委: 私も国際さんご礁年のキックオフミーティングに出たのですけれど、その時に、担当者たちは先進国でサンゴが残っているのは日本だけなんだと豪語し

てましたよ。

山内議員:はいはい言って。

環境省:(ぼそぼそ)すぐには答えられません。

山内議員:その程度の職員か、あんたがたは?

赤嶺議員:じゃね、すぐに答えられないあなた方の事情についてもうちょっと聞きたいのだけれども、言わばアオサンゴが見つかった。普通の場所だったら、これが石垣島だったら環境省は対応するでしょう。あすこに対応する上で防衛省との間で何か調整が必要だとか、そりゃあやっぱり防衛省に相談しなきゃいけないとか、皆さん方の事情があるのか、そういう事情や背景があって答えにくくしているのか、ちょっと説明してくださいよ。こういう場合に何で行かないのか。

環境省:環境影響評価にかかる何か貴重なものが見つかったということに関して、調査している、調査というのは正に現地の正しく調査して、また過去の文献なども見たり。あと、地元の方から情報を入手したり、そういったことは、環境影響評価の中では、事業者がやらなければいけない、と決まっております。それは何はさておき、それの次に続く対策というのはすべて事業者の責任でやらなければいけない。

安次富:今質問しているのはね、アセスの問題を言っているのではないのだ。アセスのプロセスの話をしているのではなくて、こんなに素晴らしいアオサンゴの群落がアセスと関係なく発見された訳よ。アセスの過程で発見されたわけではないのです。それ以前に発見された訳だから、環境省としてこういう風にサンゴを守ろうという立場であるならば、現場実態調査をしてみたらどうですか、という国会議員の先生方のせっかくの提案について、検討しますというぐらいは言えるのではないですか?

環境省:アオサンゴが貴重だというご指摘だと思うのですが、正しくそこにはジュゴンが居て、あと大浦湾という?もあるし、そこ自体正にアオサンゴに関係なく貴重な自然がある。それを、まず事業者が調査して事業をやる…

実行委:なぜ事業者なのよ。

環境省:その中で影響を評価しないといけない。

山内議員:アセスの問題にからますなと言っているの だよ。

高里:要は防衛省と環境省とが対等の関係ではなくて、 防衛省付き環境省、そういう感じですね。特に建設と 関係すると、もう一切口も何もだせないというのは。

山内議員:偉い二人居て、2-3日見てきますという ことも言えないの? うーん?

環境省:(沈黙)

実行委:もし基地建設の事業が無かったら、こういう

報道に対して環境省は行きます?

山内議員:行かんでしょう?

実行委:それでも行かない? どういう態度か分から

ない。

環境省:先生、あのお

実行委:仕事やってよ、仕事を。

安次富:相談しますと言えば

環境省:こちらは、環境影響評価とアセス制度と実際 の事業というものを担当しているのですが、事業が無 い中で何か報道されてですね、報道されたのはやはり 事業があるから報道されたのですよね

実行委(多数):いやいや、そんなこと関係ない。

安次富:何言っているの、事業の計画のもっと前からですよ。そもそもあの事業の計画の範囲を超えている訳でしょう、アオサンゴは?

山内議員: それだけ言われても見に行くとも言わんの。 こんなに宝があるのに、環境省の名に値しないじゃない

赤嶺議員:環境省はちょっと姿勢がおかしくなってい ますよ。あのね、ジュゴンが発見されたのは、あれは 1997年か、97年ですよ。で、基地建設予定地という ことでね、それで環境省はジュゴンの調査をやりまし たよ、事業者任せにしないで。やったでしょう? ジ ュゴンについてね。何で今度サンゴについてできない の、国際サンゴ年のこの年に? 僕ね、この間泡瀬干 潟に行ってきましたよ。そしたらね、埋め立てる場所 に生きたサンゴがあった、生きたサンゴが。生き埋め にするのかと言ったら、国土交通省の職員が何と言っ たと思う? 沖縄でサンゴを避けていたら事業なんか できないですよ、と言うのだよ。環境省はどうか分か らないけれども、そんな感覚ですよ。サンゴ避けてい たら事業できないと言ってね、しかももう一つ専門家 が明らかに防衛省乱暴すぎると言うような時に、その う移設協議会でも発言もできない。国際的に貴重なサ ンゴが見つかっても、これについて防衛省任せにする。 環境省の存在意義が問われるのではないの? 文字通 り環境省の存在意義が問われますよ。

実行委:中島さんがどの程度裁量権をお持ちか分かり ませんが、では私が行きます、と言えませんか?

環境省:まずはあのう相談します。

山内議員:相談することはいい。前向きにね。「行くように検討します」くらいは言えんの。国家公務員でしょう。環境省でしょう。えー。

実行委:全くそのう気持ちが感じられないのですけれ ど。

実行委:上司を連れてくれば。

実行委:本当に、上の方に代わっていただきたいです よ。

山内議員:この6名で前向きに検討しますぐらい言って終わりなさい。二人で言うと何かも知れない、6名で検討してね。私が案内しますよ。

安次富:船は私が出します。

山内議員:ねえ、赤嶺先生。お互いに時間を作ってい きますよ。これだけ言われても。ああ。

環境省: すみません、私たちがここに来ているのはですね、普天間移設にかかわって環境影響をどう考えるかということで、一般に沢山の案件を受けている中で、環境省が意見を言う案件については現地に見に行ったりはしています。ただ、今回はまだ「方法書」の段階で、環境大臣意見は制度上は無いのですが、個別のその案件で何か調査するとか、現地を見てどうこうするというのは制度上からも無いように、行ってどうするというものではないのです。そういうことなので、今行けといわれても、今事業者が調査して状況を把握しようとしているところですので、まずはこの事業者の結果というものを見て、今後判断していく。

安次富:そういう話であるならば、あなた方の回答は「事業者の対応です」とか、「コメントする立場に無い」とかね、それで「防衛省にお任せする」。アセスという形でいうと皆さんそういう答えしか出ないけれども、現実に自然は生きているのだよ、死んでいるのじゃないのだよ。サンゴは生きている、ジュゴンも生きている訳だよ。そして一方では、皆さん環境省で事業をやっているの、サンゴ移植事業というのを。補助金はどこが出しているの、沖縄県が進めているサンゴ移植事業は。

環境省:せきせいしょうこう (?) 国立公園の中ですけれども、??

安次富:要するに政府予算が出ている訳だよね。

環境省:はい。

安次富:政府予算が出ている訳だから。そうすると生きているサンゴを守ろうとしないで、死んでいるからかなり沖縄の海が環境破壊されているからそれでサンゴ移植をして増やしましょうと。政府の環境保護政策としてかなり矛盾があるでしょう、それは。

環境省:環境省が行っている場所につきましては、国立公園課の(?)ですけれども、海域の地球環境、ちょっと私は担当ではないのですけれども、風景の保全のために。風景地の立場から、文句を言っていいと、ご指摘のように指摘をされておりまして、その中について

実行委:他のサンゴは殺していいの?

安次富:それはやれる訳だよね、やろうと思えばでき

る訳だ。

環境省:再生が。

高里:再生ね、今生きているのですから。

安次富:そして、新しく発見されたアオサンゴ、他にもあるの、宜野座にもあるの、松田にアオサンゴの群落が。多分分かっていると思うけれどね。それは、あそこに基地を造られたら、宜野座のアオサンゴにまで影響を与えるというのは、専門家でも言われ始めている。こんな国際サンゴ礁年のときに、まさに基地建設が、地球温暖化とのからみで、サンゴが死滅したら地球温暖化がもっと悪くなる訳でしょう。それは間違いないでしょう。それが分かっているのに、アオサンゴが発見されているものに対して、どう積極的に保全しようかというのが、環境省の所轄の仕事ではないですか、と言っている。

環境省:先ほど藤井の方から申し上げましたけれど、 環境アセスメント制度の中で事業者がアセスメン ト??

安次富:それは分かる。それは手続き上の話しであっ て。

実行委:ここに来ている皆さんは、環境省アセスメント課とか何とかの前にまずは環境省の人間でしょう。赤嶺:ちょっと整理すると、あなたは環境アセスメントの担当で、あなたはしかしサンゴの担当だよね。あなたは環境アセスに関わりなくサンゴの保全のためにがんばらなければいけない立場の人だよね。

環境省:はい。

赤嶺:その立場で聞いているのだよ。国際的に有益で

ある群落が見つかりましたよね。もしかしたら、これ は国立公園として将来非常に有望だと、そういう立場 からあなた方が手続きをとって、現場も見て、調査の 結果も検討して、環境省として何らかの対応をとって いきたいという立場を取るべきではないですか?

環境省:政府全体の中の環境配慮の枠でありまして、 今の場所というのは、環境アセスメント制度の中で把 握しようとしている。

実行委: じゃあ、事業があると環境省としてはストップする訳ですか?

環境省:そういうものではなくて、

実行委:環境省としての環境保全の仕事は、そこに事業があって環境アセスメントの手続きに入ると、それは環境省の扱いではなくて、事業者の環境アセスメント調査の方に移ってしまうのですか?

環境省:あの、私の方のやっていることとしては、そのう、主に南の方が中心ですけれども、サンゴ礁なりサンゴなりの保全ということで全国的な観点から調べる、あるいは国立公園になっているのであれば、自然保護?です、そういう枠組の中で

実行委:そこの場所に事業があろうが無かろうが同じですね? 具体的な事業によって、環境アセスメントをやるかどうかとかね、その場所が、その地域が。今回で言えば辺野古ですけれども、辺野古・大浦湾とか、そこに、事業があろうが無かろうが、そういう基地建設があろうが無かろうが、もし環境の保全が必要だと、そのアオサンゴが発見されて保全が必要だとすれば、環境省としては保全に入るのですか? 保全に入ることが仕事ですよね。

環境省:アオサンゴのはなしですけれど、それ以外に 例えば個別のところもですね、すべからく見に行くか というと、なかなか難しい話でして。まず事業体?の 話ですが、あるいはサンゴの話ですが、まして陸から の???など様々な問題があり、環境省としてはでき るだけのことをしていきたいと、ということで、国際 交流をすべきことはしており

赤嶺:だからね中島さんね、今回の発表はビッグニュースなんですよ。様々なことがサンゴを巡って起きている中でね、これほどサンゴにとって明るい話はないですよ。国際的なビッグニュースなんですよ。だからあなた方として必要な手続きをこのサンゴの保全のために必要な手続き、現場調査をとるべきではないかと、

まずはどうあれ。その上で、アセスの中で事業者に対するあなた方の意見というのが、用いるなら用いる。 しかし、それ以前の問題として、(現場調査を)やるべきでしょう。

環境省:繰り返しになりますけれども、今のアセス事業の影響ということであれば、一義的に環境アセスメントの中で対応することになるのです。

実行委:事業者が環境に配慮しているかどうかは誰が 判断するのですか?

実行委:ちゃんとやるかどうか分からない。

実行委:そう。

実行委: あのう、12月に

環境省:今回のアセスに関して言えば、先ほど申し上げたように、公有水面埋立の認可権は県知事が持っておりますので、そのうアセスの実務の中で、沖縄県が環境保全の立場の沖縄県が、現に「方法書」に対して意見を言っておりますが、そう言ったアセスの各段階で、沖縄県が意見をいうしくみになっております。最終的にはその、沖縄県知事が埋立の許認可を与える段階で、環境影響評価の成果物を判断した上で、許認可を判断する、という仕組みになっておりますので、こういったプロセスを経て環境へ影響を

赤嶺:アセスメントはいいです、それで。あなた方は それでいいのだよ。しかし、方法書も全て終わりまし た、調査に移りますといって、サンゴ群落が発見され たのですよ。だからね、彼らにはアセスの視野に入っ ていないのですよ、防衛省は。入っていない。

環境省:でも確か方法書の中では、?????ですね、????という調査は、

赤嶺:サンゴ一般についてでしょう。

環境省:一般サンゴに対してです、はい。

環境省:知事もですね、県の審査会に言われた、言われている、ということもあって、意見の中ではアオサンゴについてもきちんと調査するようにと、意見を述べています。

安次富:それは分かるよ。その流れは僕も参加しているから分かる。だから、アセスの問題以前に、環境省としての主体的なものがあるでしょうといっているのです。それで、現場を見てきたらどうですか、ということを山内議員や赤嶺議員から問題提起されている訳だよ。皆さんの答えをずーと聞いていくとね、所轄の事業者だったら防衛省がね、これでアセスの評価でや

っていったと。結果的に基地建設がゴーサインになったと、そして結果的にアオサンゴが死んでも、皆さんは我関せずですか? 我関せずになるのですか? 絶滅危惧種のジュゴンが絶滅しても、環境省がそういうアセスがおかしいと思っていても、もの言えない、そういう問題なのですか?

実行委:今日から環境を守らない省に名前を変えたら 安次富:今ここで赤嶺さんや山内さんが言わんとして いるところは、独自で調査をし、環境アセスはアセス として防衛省がやるでしょう。それと皆さんの環境省 としての立場の独自の調査で諜報すべきところがある のではないか。アセス法で許認可権が知事にあったと しても、この事業が本当に世界的な視野からして問題 がある、という判断を環境省はしないのですか。独自 の調査が無ければそういう判断ができないでしょう。 そういう立場にないのですかと言っている訳よ、分か りやすく言えば。それは皆さんの所轄事業でしょう。 海を守る、サンゴを守る、皆さんの名詞にこういう風 にかかれているね。現実に生きたサンゴがあって、そ れについて、手をこまねいて指加えている訳ですか? 独自に調査ぐらいしてもいいのではないですか、と言 う話ですよ、国会議員のお二人の話は。

環境省:一番最初にお答えしましたように、情報収集 をしております。

安次富: それはいいよ。だけど現物調査してください と言っているわけよ。

実行委:あのですね、事前調査についても、調査機器 が既にサンゴを踏みつぶしているような状態で事業者 が始めているということを、私たちが写真を持って皆 さんにお示ししましたよね。そしたら、事業者にその ことの詳細の情報収集をするという風にその時は答え ているのですよ、確か去年の6月だと思います。で、 そのあと防衛省事業者は、これくらいだったらいいみ たいな言い方をして皆を怒らせた訳ですよ。それから、 また本当に、ちょっとぐらい、どころではないサンゴ が見つかったということが、その後で分って来るわけ ですよね。でそこで、私たちも、環境省として、事業 者に対して、指導助言が出来るような活動をちゃんと やってくださいという風に言ってきたと思うのですよ。 それは、環境省の仕事ですよね。それをやらないと、 私たちには環境省が仕事をしているとは見えないので すよ。

実行委:事務次官が去年の 12 月に記者会見でこのア セスについて述べられているのですが、「環境省のスタ ンスとしては普天間の飛行場の移設を進めるにあたっ ては、適切に環境影響評価を実施することによって、 騒音などの生活環境への影響について適切に配慮しな ければならない。藻場などの自然環境の保全について も適切に配慮していくことが重要だと考えております ので、今後もこういった協議会等の場で意見を述べて いきたい」と述べているのですよ。要するに、きっち り守っていく、見張っていくぞ、とは事務次官が言っ ている訳ですよね。にもかかわらず、今日のお答えは 何ですか? このお答えは、明らかに事業者は乱暴な アセスメントとも言えないようなやり方でどんどんや って、そして藻場にしてもサンゴにしてもジュゴンに しても、環境破壊が明らかじゃないですか。それが分 っているのに、ただ事業者に任して何もしない、ただ 情報収集だけする。こんなことで本当に環境が守れる のですか?

実行委:情報収集だけしても守れないですよ。

環境省:今まさに、アオサンゴだけではなくて、ジュゴンがあるし、大浦湾全体の環境のこともあるし、環境を守ることについて、何が影響になっているかというと、普天間の基地を今造ろうとしている、だから環境調査をしてそれからどういう影響があるか、予測して評価する、これからの段階なのですね。だからこそ、これについて、私たちは、今は防衛省がやっている調査と、次にくる準備書で評価されますが、それについて見て行こうという立場にある。

安次富:見ていくのはいいよ。防衛省がやることについてコメントする必要はない訳だ、そういう意味では、 あなた方が言っている回答では。独自の調査をしたら どうですかと言っている訳よ。

山内:これね、時間がもったいない。このぐらいのことでね、こんな国家公務員6名、国会議員2人、そして市民運動の皆さん方こんなに自分の時間を割いて集まって。行くか行かんかを僕は質問しているのよ。こんなすごいサンゴが出ているが、見に行きますか?行くのだったら、今週来週、そして僕が更にゆずって今月一杯に行きますというのだったら、私は明日大臣には質問は収めておく、と言っているのですよ。あとで感謝しに行きますよ、大臣、職員を行かしてくれてありがとう、と言いますよ。それだけを聞いているの

だ。別のあのう、防衛のどうのこうのと絡ませて僕が聞いているのではないのです。どうですか?

環境省:アセスを担当しているのですが、アセスメントの立場から、今はその

山内:アセスメントはいいってば。サンゴの話に絞ってくれと言っているのに。

実行委:アセスの中に行ってもいいじゃないですか。 実行委:防衛省から行っちゃいけない、と言われてい るのですか。

山内:はいはい、はい。

実行委:でも、独自的な評価を持たないと、独自的に きちんと環境に配慮した方法をやるとか、どういう影響がでるとかの防衛省のね、方針を判断できないので はないですか? 防衛省がやった調査をそのままうの みにしたら、それを受動した評価になってしまうでしょう。自らの評価を意見を持たないと、評価できない ではないですか?

環境省:ご指摘の点がアオサンゴの保全であれば、事業による影響なのか、

高里:アオサンゴの実態によって、それを守るにはどうしないといけないかというところが出てくるのだと思うのですよ。今は事業があるから、それで網がかかっているから、もう一切環境省はタッチできないという状況のようですが、そうではなくて、実際にそういう素晴らしいものがあるというであれば、まずそれを見て、本当にそれがきちっと保全しないといけないものなのかどうかを、環境省独自で視点というものを持つ必要があるのではないですか? ですからそのためにも情報収集って、ビデオとかいろいろあると思うのですが、やっぱりいらして見るということが必要はないですか?

環境省:繰り返しですけれど、情報収集はしています。 安次富:情報収集というのはいろいろな形があるから、 その情報収集の一つとして、現地調査があるでしょう、 と言っているのですよ。

山内:情報収集をやってくださいね。ここに係長とか 担当がいらっしゃるみたいだから。6名のうち2人ね。 この2人からね、このことについて前向きに検討しま すというのでしたら、私もいっしょに見に行きたい。 ですから、そこらへんでこれを収めてくれよ。もった いないこの時間。このぐらいのこともね、6名そろっ ていて、このぐらいのことも言えんような国家公務員 だったらね、厚労省といっしょだよ、防衛省のあの悪 い役人といっしょだよ。ええ、どうですか?

実行委:税金で食べているのでしょう。

実行委:海がめも見てもらいたいですよ。海がめについても知事意見で言っていましたよ。

赤嶺:野生生物課はどなた? 海がめ。

環境省:海がめの産卵地があるという文献があるとい うことは知っていて、それが今回のエリアにかかって いる。で、知事意見でそこを被らないようにという意 見が出ている、ということです。そういうことに対し て防衛省として、対策を対応している。

高里:対応しているかどうかの確認はしているのですか?

環境省:そういう段階ではないです。

安次富:それは内容的にやりとりする必要はないのだけれどね。知事は、沖合いに移動すればね、確保できるというスタンスで言っている訳だから。海がめというのは、騒音によって産卵地の場所が侵害されて、その場所から逃げていく訳だよ。もうそれははっきりしている訳だから。そういう話はいいとしても、まず皆さんが海がめの産卵は何があるのとかさ、そこにどれだけの産卵があるのとか、どんな海がめなのとかね、それくらいはさ、やはり所轄管掌だからさ、やって頂戴よというのが僕らの要請なのですよ。

環境省:海がめの全国的な産卵状況についての調査は 環境省が主導してやっておりますけれども、個別事業 でここに事業がありますよ、アセスメントがされると、 それに対して環境省が独自に調査すべきだというのは さすがに

山内:そんな話はいいから。今回のアオサンゴを見に 行ってくれと言っているのよ。そして皆さんに行く気 があるのかないのかね、はっきり言ってごらんよ。行 く気がないならば無いと言って。それでいいよ。しか し、アオサンゴを守る立場でしょう、皆さんは。私た ちも守る立場だ。だから見てくれと言っているのだよ。 実行委:中島さん、今上司の方に電話して確認すると いうのは無理ですか?

実行委:行けるかどうかではなくて、すぐに行きたい ということを伝えるかどうかですよ。

赤嶺:そうそう、そうそう。

実行委: 机について情報を集めているというそういう 状況ではないと思いますよ。一歩でも前に出ていただ かないと。

環境省:繰り返しになりますがアセスメントの中でされる。 我々としてはあのう

赤嶺: それでね、あなた方の今の態度を絶対に容認できないのだけれど、アセスメントアセスメントと言っているけれども、今方法書に基づいている現場調査、これは現況調査、事前調査と違う契約に基づいて違う業者がやっているかどうか、それについてあなた方の認識としてはどうなのですか?

環境省:防衛省がやっている調査についてですが、具体的手続きについてこちらで把握しているものではないです。

赤嶺:あのう、事前調査の時に契約しましたよね。その延長線上で今方法書に基づく調査をやっている。同じ事業者が同じ契約で。事前調査の延長なのですよ、今やっているのは。適正に行われていると思います?環境省:今行われている調査は方法書の内容に基づいてやっていかないといけないと思うのですが、その前にある調査というのは、アセスメントにおいて事前とかアセスの本調査とか報道されてはいますが、アセスにおいて調査は調査であって、事前とか事後とかは関係なくて、評価するために集めた調査というもの、結果を全部集めて、予測して評価するのです。ご指摘の事前調査どうこうではなくて

赤嶺:あなた方ね、あなた方がその程度の認識しかもっていなかったら余計大変ですよ。アセスの手続きを取らないうちからね、自然に対して乱暴な調査をやっている防衛省について、いやいやといってね、机上の論理を振り回しても駄目ですよ。その事前調査のときに契約した業者、契約した予算、方法書に基づく調査でも引き続きやられている。そんなのは、ちょっと環境アセスのやり方として、事前調査の時期と、方法書に基づく調査の時期には区切りが必要でしょう。

環境省:アセス法上では、方法書ではこういう調査します、こういう予測します、評価しますという言うふうに書いてあるのですが、その調査というのは、現場調査しますというのもありますし、既存の文献を集めますというのもあります。で、普天間に限らず、一般にアセスでは、その方法書に決めたことしかやらないという訳ではなくて、過去の調査データとか事業者自ら調査をやっていることも、今回に限らず多くある。そういった調査を沢山集めて最後に方法書で、こうい

った調査の結果を踏まえて予測しますと、言っている ことですので、その方法書の前後だからと言って、何 か問題がある訳ではないです。

赤嶺:あなたね、事前調査の時にサンゴを破壊していたと言っていたでしょう。

環境省:その点については、事業者に確認をとったのですが、防衛省いわく、その事実は確認できなかった。

赤嶺:しなかったのでしょう。

実行委:だってあなた達は見に行かないでしょう。

実行委:その時に見に行くべきでしょう。

実行委:事業者の情報収集で見つけられなかったら、 あなた達が行けばいいでしょう。行くしかないでしょ う。

高里:大事な確認をしていないということですね。

実行委:事業者は壊したことを認めている。大したこと無いと答弁しているではないですか。

実行委:こんな大群落が発見される前でしたよね。現 況調査という事前調査で、本当に乱暴なことをやって きたということは、散々私たちが、ジュゴンの道を塞 いだとか、いろんなことがありましたよね。そう言っ たことも事業者から情報を収集できなければ、まず自 分達自身がやるべきじゃないですか?

環境省:事前調査は去年の5月ぐらい。いわゆる事前 調査は5月から、4月に予備、一度潜って状況を確認 して、5月に機器を設置したとされている、というの もこちらも全部把握していますし、防衛省の談では、 環境に配慮してくれるように、というふうにこちらか らも伝えています。

実行委: 伝えた結果はどうだったのですか?

環境省:そこは事業者はあと沖縄県からも機器設置に当たっての許可の中で、ジュゴンに配慮するようにというようなことがいわれると認識しています。その中で、最終的には事業者が調査する、この事業に限らず、環境調査するのですから、調査する上で環境に配慮するのは当然のことですので、きちんと配慮してくださいということはずっと述べています。ただ、私たちはそれを監視する立場ではございません。

実行委(多数)何を。環境省がやらないで誰が? 環境省:何か、法を犯したとかそういうことであれば。 実行委:事前調査を OK したのはいつですか、6月だよ。

環境省:それは、沖縄県が4月に同意しました。

実行委:環境破壊が行われているかどうかと言うこと をあなた達がチェックして、それを配慮するのがあな た達の仕事でしょう。

実行委:藤井さん、ね、環境を守るように指導されているのはいいのですが、明らかに違反しているのですよ。どうして、言いっぱなしで見に聞かないのですか?環境省:サンゴの破壊があったとか、あとジュゴンのくいの話があったとか、そういうのは報道される度に防衛省の方にも事実を確認して、ここは気をつけるようにいうふうに言っているところです。

実行委:その結果、どうだったのですか?

実行委:独自に調査しないから、言われたまんまなん でしょう。

赤嶺:環境省はデスクワークだなあ、これでは。

実行委:ちょっと離れてしまうのですが、沖縄という 自然の豊富な守るべき生物が沢山ある生物多様性の正 に絵に描いたようなところがあって、そこに基地が造 られようというときに、大きな問題がいろんな生物に ついて見えてきていると思うのですよ。今日は出てい ないですけれど、ノグチゲラにしたって、絶滅すると 言われているのに、環境省の方では何かノグチゲラを 増やそうとしていますよね。そういう矛盾がサンゴと 一緒なんですよ。サンゴを破壊するのをみすみす見逃 しておいて、環境省でやれることはこちらで粛々と移 植するしかないという、そういう矛盾がいくつもいく つもいろんな生物について、見えているということを 積み上げて、防衛省と環境省とがどのように対峙して いくのか、対峙できないのか。それで日本の環境に対 して責任が持てるのかということを、やっぱり議論す べき時なのではないですか? そういう自覚を持って 話し合いをしていただきたいと思うのです。毎回こう いう膠着状態で。

環境省:事業による影響というのは、正しくアセスメントの制度に則って、正しくこれから評価されるところだと思います。それと、個別の種の保全というのは、またちょっと別のところで考えないといけない。ジュゴンへの影響というのはアセスメントの中でこれから評価していく、ノグチゲラがもし関係すれば見ていくでしょうし。事業による影響というのは正にアセスの制度に則って予測評価されるところですので、これについては環境省としては、繰り返しになるのですが、事業者を見ていく、注視していくという立場です。

赤嶺:あなた方がそういう態度だから、業を煮やして アメリカの連邦地裁がね、さっきの判決があり答弁も あるのだが。ただジュゴンの保護について、さっき防 衛省はアメリカ側から問合せがあったというのを認め ていたのですよ、様々な話し合いの中で。防衛省から あなた方に問合せがありました?

環境省:防衛省から一般のアセスメントの制度とかの 質問というのはあります。

赤嶺:いやいや、今度のジュゴン裁判に関して。防衛 省は裁判に関していろんなチャンネルでアメリカ側か ら問合せがあったと、裁判に関してね、それはもうジ ュゴン保護ですから、当然防衛省は環境省に意見を聞 くと思うのだけれど、そういう協議はやっておりま す?

環境省:ジュゴン裁判に関して、防衛省からいろんな 情報というのは、いろんなというか、こういう判決が 出ましたとか、という話は聞いています。それから、 アセスメント全般について質問等があれば答えていま す。

赤嶺: それで、どうします?

環境省:どうしますというか、防衛省がそのう、あの うまあ

赤嶺:防衛省が何を問い合わせたのですか? 問合せの中味を聞かせてください。ジュゴン裁判の判決の中味とアセスの問合せとおっしゃったけれど、それは何を問い合わせたのですか?

環境省:ジュゴン裁判の判決について、報道されていますので、こちらからも、まあ防衛省の方からこういった裁判があったという参考情報をいただいています。 実行委:いただいてどうしたのですか?

環境省:あのうすみません、繰り返しなのですが、こ ちらとしてはその情報を把握しているだけです。

実行委;藤井さん、あのう、この件で2月にお聞きしたときは、「特にコメントしない」とおっしゃって、今日は「特に対処していない」と答えられた。そこに何か違いがあるのですか?

環境省:あのう、あの時は情報が全然無かったので、 今その時にはコメントすることが無い、と申し上げた。 今は

実行委:だけどあの時も情報を収集しているとおっしゃってましたよ。

環境省:ええ、順次情報が入っていましたので、防衛

省からその後問合せ、ちょっと前後するかも知れませんが、そのあと防衛省から情報をいただいて、こういう判決が出ましたと、判決と言うかサマリジャッジメントが出たというふうな情報はいただいています。ただ、まあそういうことがあったという情報だけをいただいて、環境省としてじゃ次どうするのかということは、今直ちに対応することは無い。

実行委:環境省ではジュゴンの生態についてよく分り ませんと、あなたは言わなかったのですか?

環境省:それは私が答えます。特に今回のジュゴンの アメリカにおける裁判の話ではなくて、環境省は平成 13年からいろんな広域的調査を、飛行機を飛ばした りとか藻場の場所とかしておりますので、そこで分り ます報告書とかは、防衛省の関係部署に送っています。 実行委:いえいえそうじゃなくて、分布状況しか分か らないのでしょう。生息状況がほとんど分かっていな くて。

環境省:ほとんどという言い方があれですけれども、 今一日のうちにどういうところで過ごしてどういうと ころに行く、というそういうことなんかは分かってお りません。確認できた、どこで何月何日に現れたとか 実行委:アメリカはそう聞いてくると思いますよ。ア メリカにジュゴンはいないのでしょう。

実行委:アメリカにはジュゴンが居ませんよ。

実行委:聞いてきますよ。90日以内に答えないといけないしさ。保護しなくちゃいけないでしょう。環境省でやった広域調査がどうであったかというのは必ず出ますよね。

実行委:裁判の判決では、国防総省に言ってますけれ ど、裁判の過程で国防総省自体が日本の政府にジュゴ ン保護の責任があるということを何度も言っています よね。判決では国防総省という言い方ですけれど、過 程ではジュゴンの保護を日本政府がやるべきだと言っ ていますよ。国防総省自体が。うーん。

安次富:あれじゃないですか、今沖縄県が防衛省に渡 しているというジュゴンに関する現段階で報告できる ものがあるのでしょう。報告書なのか文書なのか分か らないけれど。

環境省: それは環境省の方にあります。

安次富;それは先生方に渡すことができるでしょう。

環境省:アップされています。

安次富:ホームページにアップされているのね。

高里: むしろそれは国防省の資料としても出てますね。 国防省側から裁判に出した何か

環境省:それはちょっとこちらでは分からないです。

高里:何もジュゴンはこの地域だけに分布しているの

ではない、別にもいましたという。そういう

環境省:沖縄の??

高里: それはむしろそちらが提供して、国防省の資料 として、特に米軍建設をする地域だけに限定されるも のではないというような背景資料として、出したのじ ゃないですか?

環境省:こちらからアメリカに対して何か出したということはございません。

高里:無いですか、何かそういう資料を出してました ね。

安次富:これから、国防総省からそういう要請があれば、皆さん協力する訳だよね。

環境省:どうでしょうか。ちょっとまだ聞いてはいないのですが、何か質問があれば答える。

安次富:そうなるよね、当然ね。

環境省:国防省から直接環境省に問いが来るかどうか は良く分からない。

安次富:プロセスはどうであれね。

環境省:あるかも知れません。

赤嶺:今年は洞爺湖サミットでしょう。地球環境が問題になっている時に、沖縄で辺野古で起こっていることを、これは国際自然保護連合でね何度も決議された。あなた方は一回目は退席したのだよね、日本政府はね。次は反対した。国際的には2度も決議されている。そういう中で、こんなことが起きているということを聞いたら、洞爺湖サミットで福田さんの面子がもう無くなるのではない、世界が知ったら? 何が環境だ、温暖化だと。自国の環境さえ保護もできないのに、世界に向かって何かやるなんて、そんな話ないだろう、ということになると思いません、環境省は? あのう、本当にね、今日の環境省の態度を見て聞いて、大変残念に思いますよ。

安次富:同じことだけれどね。本当に地球温暖化の問題で、さんご礁をこんなに破壊されていくということに対して、各国から問題にされているのでしょう。それで国際サンゴ年というが出てきているのでしょう。地球の温暖化から守るためには、サンゴを大事にしようという皆さんの名刺にもあるよ。この事業計画がま

ず埋立でしょう。審査会の中でも、枝サンゴ、浜サン ゴの群落も埋立の範疇に入っているということを認め ている訳だよ、防衛省は。そうであれば、これから地 球規模の環境を守っていくときに、この事業は環境省 としてはおかしい、と言える皆さん位置にあるのだよ。 それをね、環境アセスのこれからの評価うんぬんじゃ なくて、正に地球規模の環境保護の問題として、地球 の温暖化で海をこれ以上壊しては大変なことになると、 世界中で言われているときに、こんな辺野古の素晴ら しい海をつぶすというこのこと事態が無謀な計画なの だ。なぜそれに対して環境省が、本来的によ、問題提 起できないのですか? そんなに柔な省なんですか? 皆さん、私にこういうことを言われて悔しいと思うよ、 実際は。本当は忸怩たる思いが皆さん一人ひとりにあ ると思うよ。本当に沖縄だけじゃなくて日本の環境を 守るために、もっと環境省の権限を強化したいと、皆 思っていると思うよ、心の中で。それを実践するのが、 今回の普天間移設について環境省が NO だということ を言えることじゃないのですか、と僕はあえて最後に そう言いたいです。

実行委:時間が過ぎていますので、最後にもう一回山 内議員のお誘いといいますか提案について、お答えい ただけますでしょうか?

環境省:繰り返しになりますが、あのう情報収集はしてまいりたい。

赤嶺:行かないという話しではない訳ね。

環境省:情報収集はしてまいりたい。

山内:中島君だね。あのう、6名見ていると必死にアセスとからめて中々行こうといいずらい立場の人と、今中島君が言ったようにね、やはり環境省としては、からませてでなくて、サンゴそのものをこれだけ提起されているのだから、見てきますという気持ちが君と北橋君の顔にはもう現れている。だから、ここにね、同じ職員が何名かいますから、よく話し合いをして、少なくとも今月一杯にはね、アオサンゴだけを一つ見に行って欲しい。その時は私も時間を作れたら、あるいは赤嶺先生もお互いに時間を作れたら、船もここで準備させますから、いっしょに見に行こうや。純粋な自然保護という観点で行きましょう。お願いします。これだけ山内徳信、頭を下げてお願いします。はい、次あなたの返事。

環境省:何度お答えしても同じことになりますが…

山内:気持ちはその言葉に現れていますからね。その 言葉を信頼して、終わりましょう。

実行委:それでは、今日はこれで。始まりが遅くなって廊下で待っていただいたり、長くなって申し訳ありませんでした。我々はひとえに環境省に期待しておりますので、是非我々の期待に答えていただきたいと思います。ありがとうございました。

安次富:皆さんの力を期待しているからね。環境を護 るのは皆さんなんだからね。

以上

環境大臣 鴨下一郎 様

2008年4月7日 辺野古への基地建設を許さない実行委員会

(連絡先:090-3910-4140)

質問趣意書

「普天間飛行場代替施設建設事業」に係る環境影響評価には幾多の問題があります。3月 18日 に沖縄防衛局は海域におけるアセス調査を始めましたが、私たちは何度も指摘してきたように、このまま環境アセスメントが進められ、実際に基地建設に及ぶことは、日本の環境影響評価の大汚点になると思います。以下の点について、日本の世界の環境を守る観点から真摯なお答えを求めます。

1 環境大臣の意見について

「環境アセスメント制度のあらまし」の12ページには、「環境影響評価法では、環境の保全に責任を持つ環境大臣が、基本的にすべての事業について必要があれば意見を述べることができるようにしています。」と書かれています。本「普天間飛行場代替施設建設事業」(辺野古への新基地建設)についても環境大臣が「必要あれば意見を述べることができる」と考えていいですね?

2 事前現況調査について

事業者(那覇防衛局、現沖縄防衛局)は、昨年4月から何らの環境影響評価の手続きを踏まずに事前調査を開始しました。このような環境保護を無視した事業者の行動を環境省は見過ごしてはいけないと思います。また、県が同意していない調査まで実施したとの報道もあります。このことについて環境省の見解をお聞かせください。

3 「方法書」の閲覧について

事業者は、昨年8月に「方法書」の閲覧を開始しようとしましたが、沖縄県も名護市も同意しませんでした。それで、名護市のホテルで「公告縦覧」するなどあまりに杜撰で強引なやり方で閲覧開始し、住民の非難を浴び、環境アセスメント学会も批判しました。このことについて環境省の見解をお聞かせください。

4 「追加・修正資料」の公告縦覧について

3月18日、沖縄防衛局は、海域におけるアセス調査を始めました。昨年8月に出された「方法書」に対する「追加・修正資料」を2月5日に沖縄防衛局は提出しましたが、230ページにも及ぶものであり、最初の「方法書」がいかに杜撰なものであったか、多くの意見書等で指摘されてきたことを自らも認めたに等しいと言わざるを得ません。「追加・修正資料」の1ヵ月の公告縦覧と2週間の意見書の受付期間を設け、最初からやり直すべきです。環境省から事業者に適切に指導することはできませんか?

5 ジュゴン裁判の判決について

1月24日、米サンフランシスコの連邦地方裁判所が米国防総省と国務長官(ラムズフェルド→ゲイツ)に対して「国家歴史保護法(NHPA法)を遵守せよ、基地建設がジュゴンに与える影響が

ないことを示せる文書を 90 日以内に提出せよ」と命じました。米国防総省が提出を命じられた文書に関して米国防総省から日本政府・防衛省への問い合わせがあったと思います。その後の環境省の対応と、先の面談では省としてコメントできないということでしたが、それで日本の自然環境を守れるのですか? 世界の環境に留意する人たちの笑いものになりませんか?

6 ジュゴンの保護について

環境省が昨年8月に「絶滅危惧IA類」と指定したジュゴンの保護については、前々からその保護のために環境省が積極的に対応することをお願いしてきました。3月17日、沖縄防衛局が海域調査を開始しようとした時、ジュゴンが現れたので、調査を繰り延べたと報道されました。今後、ジュゴンへの配慮を具体的にどのように考えますか?

7 アオサンゴの保護について

1月30日、大浦湾でアオサンゴの大群落が発見されたと報道されました。3月22日から、WWFJなどの調査で、「目崎茂和南山大学教授は『内湾にこれだけのサンゴ群落があるのは珍しい。また十数なもそそり立った壁を形成しているのは見たことがない。形状的には世界でもまれではないか』と群落の希少性を強調。沖縄リーフチェック研究会の阿部真理子会長は『普天間飛行場代替施設の建設が始まると海流が替わる恐れがあり、赤土も発生する。群落の生態系に影響がないわけではない』と同湾周辺の動きを危惧した(沖縄タイムス08年3月25日)」と報道されました。この事実を環境省はどのように受けとめましたか?

8 「追加・修正資料」の内容について

以下の問題があります。環境省の意見をお聞かせください。

- ① 集落の上空を飛ぶこともありうると修正されました。このことが自治体および地元住民に 周知徹底されていません。これは、政府と名護市とで締結した「基本合意書」で集落の上 空を飛ばないとしたことに、反します。
- ② 埋立てに使う 2,100 万 m³の土砂のうち、1,700 万 m³は沖縄本島周辺の海砂を調達するということですが、これは 2006 年度の 1 年間に沖縄県内で採取された海砂の 12 倍以上に上る量で、しかも採取場所は不明のままです。短期間の大量採取による環境への影響は未知数で、私たちは、沖縄中の美しい砂浜が消えてしまう心配をしています。少なくとも採取場所が確定し、影響が検討できる前にアセス調査に入ることはできないと考えますが、いかがですか。
- ③ 「方法書に対する追加・修正資料」には未だ滑走路の位置が不明です。沖縄県および名護市は「騒音・生活環境に与える影響」を懸念して、国の計画を 100m 沖合にずらすことを要求しています。それに対して石破防衛大臣は「(沖合にずらすと) 藻場やジュゴンがどうなるということに必ずぶつかる」と言います。滑走路の位置が不明なままの「方法書」は不十分であり、アセスの手続きを進めることはできないと考えますが、いかがですか。
- ④ 100m 沖合に移動しようがしまいが、藻場、ジュゴンの生息地、サンゴ等の破壊はもちろん、地元漁民にとって漁場が破壊されることは死活問題です。埋立てによって潮流の変化を含め、海がどのように変化し、海の生物に影響を及ぼすと考えられますか? 今までの他地域での事例の情報を持っておられますか?

以上、世界の日本の自然環境と沖縄の住民の生活を守るために、環境省の一層の奮起を期待して、 質問させていただきます。